

拒絶査定不服審判の請求期間等の適正化について（案）

平成 19 年 12 月
特 許 庁1．概要

審判は、審査の上級審としての役割と、紛争の早期解決に資する手続としての役割を担っており、迅速かつ適正な審理を行うことが求められている。近年の審査迅速化により審判事件が急増する現状においても、特許庁審判部では、審理の迅速化・効率化、及び、審理の質の維持・向上を同時に実現していくための各種施策を講じているところである（【資料 1】参照）。

一方、特に事件の急増傾向が著しい特許の拒絶査定不服審判について、制度利用者からは、現行の審判請求期間（30 日）では審判請求の可否を判断するための検討期間としては短いとの指摘がある。

したがって、不服申立てを行う制度利用者の手続保障の観点から、拒絶査定不服審判の請求期間等について見直しを行う必要があるのではないか。

2．現行の拒絶査定不服審判請求手続

特許の審査において拒絶をすべき旨の査定（拒絶査定）を受けた者がその査定に不服があるときは、請求の趣旨及び理由等を記載した審判請求書を提出することにより、拒絶査定不服審判を請求できることとされている。

この拒絶査定不服審判の請求が可能な期間は、拒絶査定の謄本の送達があった日から 30 日以内とされている（特許法第 121 条第 1 項）。

また、拒絶査定不服審判を請求する場合、その審判の請求の日から 30 日以内であれば、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができることとされている（特許法第 17 条の 2 第 1 項第 4 号）。

そして、審判請求書の記載項目中、「請求の理由」欄については、審判請求後も補正ができることとされている。

3．問題の所在

本来、拒絶査定不服審判の請求の可否の判断は、明細書等の補正の内容等も含めた権利取得の可能性を踏まえて、総合的かつ慎重に行うべきものである。しかしながら、制度利用者からは、拒絶査定の謄本送達日から 30 日以内という現行の審判請求期間は短く、審判請求の可否についての検討を十分に行うことができないまま、駆け込み的に審判請求を行うことがあるとの指摘がなされている（【資料 2】Q 1～3 参照）。特に、明細書等の補正を審判請求日から一定期間内（30 日以内）に行うことを可能としている現行制度においては、審判請求期間が比較的短いこともあって、明細書等の補正の内

容を踏まえた適切な審判請求の当否の判断が行われていない場合もあると考えられる。

また、近年の特許庁における審査処理の迅速化に伴って、拒絶査定が行われる件数、更には、拒絶査定不服審判の請求件数も急増しており、制度利用者にとっては、各特許出願についての審判請求の当否を判断するための調査・検討の時間を十分確保することが困難となっていると考えられる。このような状況は、不服申立を通じて最終的に権利取得を望む制度利用者にとって好ましいものではない。

(参考) 拒絶査定件数、拒絶査定不服審判請求件数の推移 (特許出願)

暦年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
拒絶査定 件数	73,331	75,347 (103%)	82,540 (113%)	99,383 (136%)	106,024 (145%)	110,630 (151%)	109,149 (149%)	129,400 (176%)
拒絶査定 不服審判 請求件数	14,086	16,324 (116%)	19,270 (137%)	21,193 (150%)	21,607 (153%)	23,284 (165%)	22,444 (159%)	25,870 (184%)

()内は、対 1999 年比

4. 対応の検討

(1) 検討の方向

特許制度の拒絶査定不服審判の請求期間 (30 日) を現在よりも延長することとしてはどうか。

拒絶査定不服審判の請求期間を延長することに伴って、明細書等の補正時期について、現在、拒絶査定不服審判の請求日から一定期間内に可能となっているところを、拒絶査定不服審判の請求と同時にする場合に限ることとしてはどうか。

(2) 具体案

拒絶査定不服審判の請求期間を 3 月とする。

拒絶査定不服審判の請求の当否の判断は、明細書等の補正の内容等も含めた権利取得の可能性を踏まえて、総合的かつ慎重に行うべきものであるから、審判請求期間を延長することにより十分な検討期間を設けることは、手続保障の観点からも好ましいことと考えられる。

以下の ① の検討における明細書等の補正時期の変更の趣旨を含めた請求期間の在り方、他国における審判請求期間¹、国内の他の不服申立制度における請求期間等^{2,3}を考慮すると、特許の拒絶査定不服審判の請求期間について、

¹ 米国では最終拒絶時から 3 月、欧州では拒絶の決定時から 2 月、中国では出願拒絶の決定通知を受領した日から 3 月となっている。

² 「行政不服審査法」における審査請求期間は「60 日以内」とされている (第 14 条)。また、例えば、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令に対する不服審判請求期間は、命令書の謄本の送達から「60 日以内」(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条第 6 項及び同法第 50 条

拒絶査定の際の送達日から「30日以内」とされているところを「3月以内」とすることが望ましいと考えられる。

他方、拒絶査定不服審判の請求期間を現在よりも長くすれば、特許出願に関する拒絶査定が確定するのが遅くなるため、拒絶査定が確定するまでの第三者の監視負担が増加する等、第三者の被る可能性のある不利益についても考慮する必要がある。

しかしながら、拒絶査定を受けた他の出願人の出願の帰趨を監視するに当たり、第三者は、拒絶査定不服審判の請求可能期間中、当該出願について審判請求されたかどうか常に監視し続ける必要はなく、実際には、拒絶査定不服審判の請求可能期間経過後に、当該出願の拒絶査定が確定したかどうか確認すれば足りると考えられる。欧米等の特許制度における審判請求期間が2～3月であることも踏まえれば、審判請求期間を3月としても、第三者にとって過大な不利益とはならないと考えられる。

また、特許出願の拒絶査定が確定する時期が遅くなることにより、第三者が当該特許出願に係る発明を実施できる時期が遅くなるという問題も想定されるが、審判請求人に他の行政不服申立制度や諸外国の拒絶査定不服審判制度と同程度の手続保障を与えることの重要性を考えれば、拒絶査定の確定が現在よりも2月程度遅れることによって第三者が被る不利益も、全体として許容される範囲内のものであると考えられる。

明細書等の補正は、審判請求と同時にのみ可能とする。

審判請求期間を延長することで、明細書等の補正の内容等も含め、拒絶査定不服審判の請求の可否を検討する期間が十分に確保されるのであれば、その期間内に明細書等の補正内容も確定することが期待される。特に、審判請求期間の延長に伴う第三者の監視負担等の不利益とのバランスも考慮すれば、明細書等の補正は、審判請求と同時に行うことが望ましい。

ただし、実質的に現在の補正検討期間が短くなることは、制度利用者に対する不利益変更となり、手続保障の観点から好ましくない。

そこで、現行の明細書等の補正の検討期間についてみると、拒絶査定不服審判の請求期間が30日であり、拒絶査定不服審判の請求の日を基準とした補正期間が30日であるから、実質、拒絶査定の際の送達日から最大60日が補正の検討期間として確保されているとみることができる。これに対し、上記のように審判請求期間を3月に延長する場合は、上述のとおり明細書

第4項）国税不服審判の請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して「2月」以内とされている（国税通則法第77条第1項）。

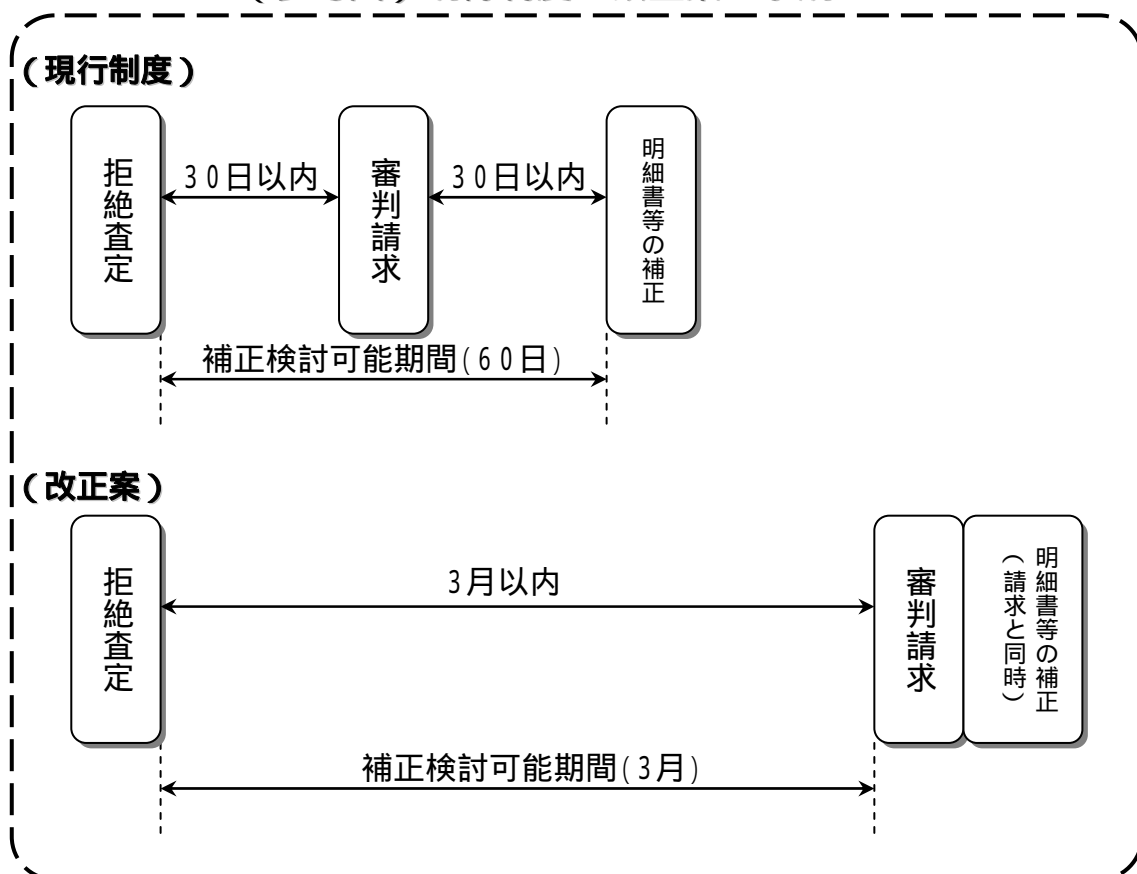
なお、平成19年7月の「行政不服審査制度検討会 最終報告」では、行政不服審査法における審査請求期間について、「審査請求期間については3か月にすることとするが、審査請求期間を短縮する特例を定める個別法の定めについては、行審法の審査請求期間が出訴期間よりも短い3か月となることにかんがみ、それよりも更に短い期間を設けることを正当化する特段の理由が真に認められる場合に限定されるのが適切と考えられる。」とし、審査請求期間を原則3か月にすることを提言している。

³ 知的財産研究所のアンケートによる結果では、請求期間を延長する場合の適切な期間として「60日以内」と回答した者が約6割、「90日以内」又は「3月以内」と回答した者が約2割となっている（【資料2】Q4・参照）。

等の補正を審判請求と同時にのみ可能とすることとした場合も、拒絶査定を受けた者による明細書等の補正の検討期間は、拒絶査定の謄本の送達の日から3月確保されることとなることから、明細書等の補正期間において制度利用者の実質的な不利益は無いものと考えられる。

このように、現行制度においては実質60日である補正検討期間を延長して十分な検討期間を保障することで、より適切な補正を伴う審判請求がなされることが期待される⁴。また、第三者にとっても、補正の内容が確定された上で審判請求がなされるため、監視負担の過度の増加にはならないと考えられる。

(参考図) 現行制度と改正案の手続



審判請求書の「請求の理由」欄の記載については、現行どおり、審判請求後の補正を認める。

拒絶査定不服審判の請求書には、請求の趣旨及び請求の理由を記載することとなっている。現行制度においては、このうち「請求の理由」の記載につ

⁴ 十分に検討された上で適切な補正がなされることのメリットは、特許取得の可能性が高まるというだけではない。現行の特許制度においては、明細書等の補正を伴う拒絶査定不服審判請求事件は、審判に直接送付されるのではなく、まず、拒絶査定を行った審査官が補正を考慮した上で拒絶査定処分を見直し、拒絶の理由が解消していれば拒絶査定を取り消して特許査定を行うこととなっている。(特許法第162条等。いわゆる「前置審査」という。)この前置審査の段階で特許査定となれば、審判部に事件が移管されて審理順番待ち期間を経ることがないため、より早期の権利化が可能となると考えられる。

いて、後に補正することが可能である。

審判請求期間を30日から3月に延長するに当たっては、十分な検討期間が確保されていることから、審判請求書の「請求の理由」の記載については、後の補正を認めないとの考え方もある。

しかし、請求の理由については、審理前に十分な記載がなされ、充実した主張がなされていれば、審理の際に、審判請求人の意図を速やかに把握することができ、迅速・適正な審理に寄与するものと考えられる。

また、審判請求後に「請求の理由」の補正を認めたとしても、審判請求の事実や明細書等の補正の内容は既に確定しているのであるから、第三者の監視負担の点からも格別問題とはならないと考えられる。

したがって、「請求の理由」の記載については、現行どおり、審判請求後の補正を認めることが望ましいと考えられる。

5. 関連する改正（意匠・商標における審判の請求期間について）

意匠・商標の各種審判（拒絶査定不服審判・補正却下決定不服審判）についても、不服を申立てる制度利用者の十分な手続保障の観点から、審判請求期間を延長することとしてはどうか。

別途、意匠制度小委員会及び商標制度小委員会において検討

意匠法、商標法における拒絶査定不服審判の請求期間について

（ア）現行制度の概要

特許制度と同様に、意匠制度及び商標制度においても、拒絶査定不服審判の制度が存在し、現在、その請求期間は、いずれも「30日」と規定されている（意匠法第46条第1項、商標法第44条第1項）。

（イ）改正内容

これらの制度を取り巻く状況は、特許制度と必ずしも同じとはいえないが、拒絶査定不服審判の制度利用者に対する手続保障という観点は、特許制度の拒絶査定不服審判と共通したものである。したがって、特許制度における拒絶査定不服審判の請求期間を3月に延長する場合、意匠制度及び商標制度における拒絶査定不服審判の請求期間についても、同様に3月とすることが望ましいのではないか。

なお、商標制度における拒絶査定不服審判の請求期間（30日）を3月に延長することとした場合、商標登録出願についての拒絶査定の確定時期は、現在よりも2月遅くなる。これにより、ある商標登録出願（後願）について、先願の未登録商標の存在を理由として拒絶の理由の通知をした後、当該先願について別途拒絶の査定がなされた場合には、先願の拒絶査定の確定を待つことで、この後願の商標登録出願についての査定の時期が、現在よりも最大2月遅くなるという問題も想定される。しかしながら、拒絶査定を受けた出願人に対し、他の行政不服申立制度と同程度の手続保障を与えることの重要性、さらには、上記のようなケースにおいて、先願が拒絶査定される件数

規模⁵に鑑みれば、この後願の出願人が被る不利益も著しいものとまではいえ
ず、許容される範囲内のものであると考えられるのではないか。

(参考) 拒絶査定不服審判請求件数の推移 (意匠・商標)

暦年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
意匠	1,306	1,209	1,283	1,204	1,094	1,095	930	879
商標	3,643	3,277	3,093	2,850	2,576	2,333	2,065	2,312

意匠法、商標法における補正却下決定不服審判の請求期間等について

(ア) 現行制度の概要

意匠制度及び商標制度においては、出願及び事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることができることとされている(意匠法第60条の3、商標法第68条の40)。意匠出願において、補正が図面等について行われた場合、又は、商標出願において、補正が指定商品等や商標自体について行われた場合、補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、補正却下の決定が行われることとなる(意匠法第17条の2、商標法第16条の2)。

意匠制度及び商標制度では、上記のように補正却下の決定がなされ、この決定に不服がある場合、補正却下決定不服審判を請求することができることとされており、現在、この補正却下決定不服審判の請求期間は「30日」と規定されている(意匠法第47条、商標法第45条)。

(イ) 改正内容

意匠制度及び商標制度の補正却下決定不服審判を取り巻く状況は、上記と同様、特許制度の拒絶査定不服審判の場合とは事情が異なるものの、不服申立制度の利用者に対する手続保障という観点は共通するものである。したがって、意匠制度及び商標制度における補正却下決定不服審判の請求期間に関しても、同様に「30日」を「3月」に延長する改正を行うことが望ましいのではないか。

(参考) 補正却下決定不服審判請求件数の推移 (意匠・商標)

暦年	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
意匠	6	26	10	11	9	8	6	16
商標	17	11	8	5	4	2	2	2

⁵ 商標制度においては、年間約6万件程度の拒絶理由通知が發送されており、この中で、引用商標に先願未登録の商標を含むケースは4,500件程度。このようなケースにおいて、結果的に拒絶査定を受けた先願を1件でも引用商標として含んでいる割合は約半分である(サンプル調査による)ことを考慮すると、最大で、上記4,500件の約半数の2千件強について影響があると考えられる。(実際には、引用商標としては、登録、未登録を含めた複数の先願に係るものが通知されていることが多く、また、拒絶理由としても複数種類の理由が存在する場合もあるため、後願の最終処分に関し、拒絶査定を受けた先願の拒絶査定の確定を待つ必要があるケースは、さらに少ないと思われる。)

6．その他の関連する改正事項

特許制度における分割出願が可能な時期（特許）

現行の特許制度では、分割出願が可能な時期は、

- （ ）願書に添付した明細書等について補正をすることができる期間内
 - （ ）特許をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から３０日以内
 - （ ）拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から３０日以内
- とされている（特許法第４４条第１項各号）。

上記（ ）の「３０日」の期間は、拒絶査定不服審判の請求期間と同一となるように設定されているものであるため、拒絶査定不服審判の請求期間を３０日から３月に延長する場合、この期間も３月とすることとなる。

変更出願が可能な時期について（特許、実用、意匠）

意匠登録出願人は、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から３０日を経過した後、又はその意匠登録出願の日から３年を経過した後を除いて、その意匠登録出願を特許出願に変更することができることとされている。また、同様の規定が特許出願から実用新案登録出願への変更について、意匠登録出願から実用新案登録出願への変更について、特許出願から意匠登録出願への変更について、それぞれ規定されている。特許、意匠における拒絶査定不服審判請求期間が３０日から３月に延長される場合、これらの変更出願が可能な時期についても変更されることとなる。

【資料１】審判部の各種施策について

（１）主として「審理の迅速化・効率化」に資する取組み

- 審査・審判の判断基準の統一を通じた、前置審査を含めた審査段階での特許査定率の向上（審査・審判全体としての処理の迅速化・効率化）
- まとめ審理の実施（同一審判請求人の関連する案件を一括して審理することによる効率化）
- 審判調査員等の審判官業務補助者の活用の増大（審判部の処理能力の向上）
- 前置審尋^{（注）}の活用（請求の当否の見直し機会の提供）
- 審判環境のペーパーレス化（起案・決裁業務の効率化）

（注）**前置審尋**：特許制度では、拒絶査定不服審判の請求のあった日から３０日以内に特許請求の範囲等の補正がなされたものについては、特許法１６２条の規定により、まず審査官が審査を行う（いわゆる「前置審査」）。前置審査において、審査官は、特許請求の範囲等の補正により拒絶査定を取り消すことができると判断した場合は、特許査定を行うが、その補正によっても依然として特許査定できないと判断した場合は、その結果を特許庁長官に報告（いわゆる「前置報告」）する。「**前置審尋**」は、前置報告がなされて、審判部に移管された事件について、審判合議体が「審尋」手続により、審判請求人に、前置審査での審査官の見解を通知して反論の提出機会を与えるもの。これにより、審判合議体は、審査官の見解に対する審判請求人の反論も考慮した上で審理を行うことになるとともに、前置審査の結果を受けた審判請求人の審判続行の意思確認を、同時に行うことが可能となり、審理の一層の充実、特許庁全体としての処理効率向上を図ることができる。

（２）主として「審理の充実（質の維持・向上）」に資する取組み

- 審判官への判決報告による判決レビュー（知的財産高等裁判所の判決を踏まえた厳正な審理に寄与）
- 無効審判における口頭審理の積極活用（当事者の納得感を得られる審理に寄与。２００６年は１４７件実施。）
- 法律アドバイザーの活用（現在２名の弁護士が法律アドバイザーとして法律研修等を実施。今後、法律アドバイザーを「審判参与（仮称）」とし、研修の充実・「審判参与会（仮称）」の開催による審判制度運用への助言等を行う予定。）
- 裁判所調査官経験のある審判官の活用
- 前置審尋^{（１）の（注）参照}の活用（前置審査での審査官の見解に対する請求人の反論も考慮した上で審理）
- 裁判所との情報交換^{特許法１６８条５項、６項等に基づく}（侵害訴訟における権利無効の主張の証拠資料を参酌した審理）
- ユーザー（企業、弁理士、弁護士）と審判官による進歩性検討会の開催

（３）多様なユーザーニーズに対応する取組み

- 拒絶査定不服審判における早期審理制度の活用（平成１６年７月に対象拡大。２００６年の申出件数は２４６件。対象案件は全件１年以内に処理。）

- 無効審判事件の優先処理（早期紛争処理の観点から、無効審判事件については優先的に処理。2006年の処理期間は、特許・旧実用で10・8月。）
- 地方面接審理及び巡回審判の実施（審判合議体が地方に出張し、面接審理や、無効審判事件における口頭審理（巡回審判）を実施。2006年度には、地方面接審理を142件、巡回審判を32件実施。）

【資料2】審判請求期間に関するアンケート結果

「拒絶査定不服審判制度等に関するアンケート調査」平成19年知的財産研究所

Q1. 現在の拒絶査定不服審判を請求することができる期間（拒絶査定を受け取ってから30日）内に拒絶査定不服審判を請求するかどうかを十分に検討し、結論を出すことはできるでしょうか。

	件数	割合
10%未満の案件は十分検討可能	23	6%
20%未満の案件は十分検討可能	37	10%
50%未満の案件は十分検討可能	111	30%
80%未満の案件は十分検討可能	94	25%
80%以上の案件は十分検討可能	103	27%
無回答	7	2%
合計	375	100%

Q2. 拒絶査定不服審判を請求できる期間内に、審判請求をするかどうか十分に検討できない案件について、とりあえず審判を請求するというケースはあるでしょうか。仮にある場合、このような請求が御社の審判請求に占める割合はどの程度でしょうか。

	件数	割合
経験なし	96	26%
20%未満ある	207	55%
40%未満ある	30	8%
60%未満ある	23	6%
80%未満ある	9	2%
80%以上ある	6	2%
無回答	4	1%
合計	375	100%

Q3. 拒絶査定不服審判の請求期間(拒絶査定の謄本の送達後 30 日以内)及び審判請求時の
 手続補正期間(審判請求後 30 日以内)はそれぞれの手続を行う上で適切なものとお考えで
 しょうか。

	件数	割合
請求期間及び手続補正期間とも適切	133	35%
請求期間は短い、手続補正期間は適切	104	28%
請求期間は適切だが、手続補正期間は短い	57	15%
請求期間及び手続補正期間とも短い	78	21%
無回答	3	1%
合計	375	100%

Q4. <拒絶査定不服審判の請求期間が短いと回答された方>請求期間として、どの程度が適当
 とお考えでしょうか。

	件数	割合
60 日以内	112	62%
90 日以内	26	14%
3 月以内	11	6%
6 月以内	2	1%
それ以上	1	1%
無回答	30	16%
合計	182	100%